

## プラッシュアップ判例・裁決例

# 同一銘柄の株式を特定口座と一般口座双方に保有している場合の譲渡株式の取得費

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

東京地裁令 2 (行ウ) 第377号, 令 4・2・24 判決 (TAINS: Z888-2455)  
東京高裁令 4 (行コ) 第73号, 令 4・9・1 判決 (TAINS: Z888-2489)

Brush up  
point

本件は、特定口座と一般口座双方に保管されている同一銘柄の株式のうち、一般口座内株式のみを譲渡した場合の取得費は、特定口座内株式の取得費を含めずしに総平均法に準ずる方法により算出すべきであるとした事例である。東京地裁、東京高裁とも納税者敗訴の判決を下したが、第1審東京地裁の判断のポイントは、次のとおりである。

- (1) 措置法及び措置法施行令は、特定口座内保管上場株式等と一般口座において保管されている上場株式等とを譲渡、払出しの各処理において区分して取り扱うことを前提としている。
- (2) 各口座に保管された株式を区分して取り扱うという前提に従うと、特定口座内保管上場株式等を譲渡した場合だけでなく、一般口座内に保管されている同一銘柄の上場株式等を譲渡した場合についても、それぞれの銘柄が異なるものとして取得費の計算を行うことになる。
- (3) 特定口座制度が創設された趣旨等、特定口座の受入れと払出しの規制等、取得費の算出方法として総平均法に準ずる方法が採用された趣旨等を総合考慮すると、一般口座内に保管されている上場株式等を譲渡した場合に、所得税法48条3項及び所得税法施行令118条1項を適用するに当たり、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等については、その銘柄が異なるものとして、その取得費は一般口座内に保管されている上場株式等の取得費の計算において考慮されないものと解するのが相当である。

## I 事実関係

(1) 原告Xは、同一銘柄の上場株式を、租税特別措置法(平成25年法律第5号による改正前のもの。以下同じ。)37条の11の3第3項1号に規定する特定口座と特定口座以外の口座の双方において保有していたところ、平成25年6月13日から同月24日までの間に、そのうち特定口座以外の口座において保有する株式のみを譲渡した。そこで、Xは、本件譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、控除する資産の取得費に算入する金額は、特定口座以外の口座において保有する当該上場株式の取得価額だけではなく、特定口座において保有する当該上場株式の取得価額も含めて所得税法施行令118条1項に規定する総平均法に準ずる方法により算出した額であるとして、平成25年分の所得税等の申告をしたところ、被告Yは、上記取得費に算入する金額は、特定口座において保有する当該上場株式の取得価額を含めずしに算出すべきであるとして、平成25年分の所得税等に係る更正処分及び過少申告

加算税の賦課決定処分をなした。これを不服としたXは、所定の手続きを経て、本訴に至った。

[2] 本件における基礎事実は、次のとおりである。

Xは、昭和48年から平成22年までの間に、特定口座以外の口座(以下、「一般口座」ということがある。)において、A社の発行に係る株式(以下、「本件A社株式」という。)の取得及び譲渡を繰り返し行っていた。

Xは、平成25年6月6日、N証券に特定口座申込書を提出し、同店との間で上場株式等保管委託契約を締結した上で、特定口座を開設した。

Xは、保有する本件A社株式85万株のうち、平成25年6月11日に72万5000株を総額21億3,585万円で、同月12日に1万2000株を総額3403万2000円で、それぞれ譲渡した。

Xは、上記平成25年6月11日の譲渡の直前において、本件A社株式の全て(85万株)をN証券の一般口座において保有していたところ、同株式について、総平均法に準ずる方法により算出した1株当たりの取得価額は59円であった。

Xは、平成25年6月12日、N証券の特定口座において、本件A社株式72万5000株を総額21億3827万7946円(手数料及び消費税の合計242万7946円を含む。)で取得した。

Xは、平成25年6月13日から同月24日までの間に、一般口座において保有していた本件A社株式の残り11万3000株を、総額3億2052万2000円で順次譲渡した(以下、これら本件A社株式11万3000株を併せて「本件譲渡株式」という。)。

Xは、法定申告期限内である平成26年3月17日、Yに対し、平成25年分の所得税等の確定申告書を提出した。同申告書において、Xは、平成25年分の所得税等に係る株式等の譲渡所得の金額の計算上、取得費に算入する金額を、平成25年6月11日及び同月12日に譲渡した本件A社株式については概算取得費とし、本件譲渡株式については、特定口座で取得した本件A社株式の取得費を含めて総平均法に準ずる方法により算出した。上記申告書における本件譲渡株式の取得費の具体的な計算方法は、以下のとおりであった。

(ア) 1単位当たりの金額の計算

$$(59\text{円}/\text{株} \times 11万3000\text{株} + 21億3827万7946\text{円}) \div (11万3000\text{株} + 72万5000\text{株}) = 2560\text{円}/\text{株} \quad (\text{1円未満の端数は切り上げ})$$

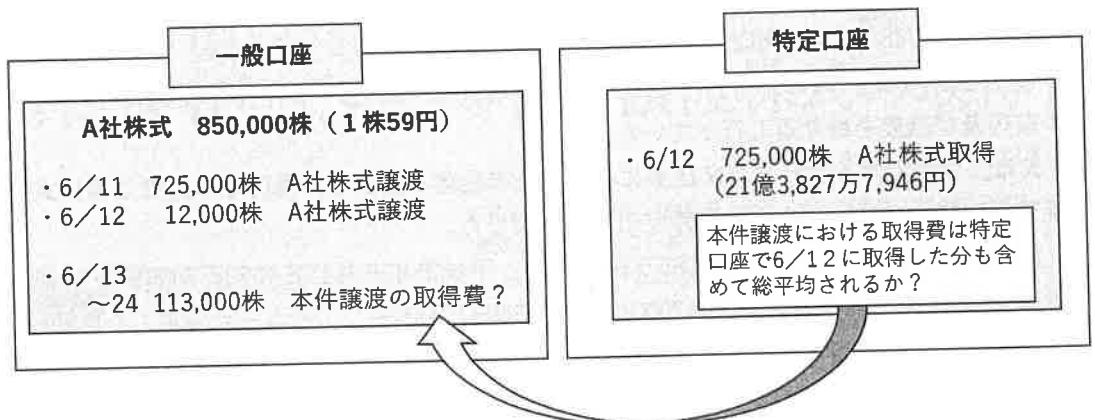
(イ) 本件譲渡株式の取得費の計算

$$2560\text{円}/\text{株} \times 11万3000\text{株} = 2億8928万円$$

Yは、平成31年3月12日、Xに対し、本件譲渡株式の譲渡所得の金額の計算においては、措置法37条の11の3第1項及び措置法施行令25条の10の2第1項2号の規定により、特定口座内で保管する株式と当該特定口座以外で保管する株式が同一銘柄の株式であったとしても、それぞれの銘柄が異なるものとして区分して計算することとなるから、一般口座において譲渡した本件株式に係る1単位当たりの取得単価を算定するに当たって、特定口座内の本件A社株式の取得費を含めるのは相当ではないとして、平成25年分の所得税等に係る更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。本件更正処分における本件譲渡株式の取得費の具体的な計算方法は、以下のとおりであった。

(ア) 1単位当たりの金額……59円/株

- (b) 本件譲渡株式の取得費の計算  
59円／株×11万3000株=666万7000円



## II 主たる争点と当事者の主張

本件の争点は、本件譲渡株式の取得費の計算方法及びその金額である。当事者の主張は、次のとおりである。

納税者の主張	税務当局の主張
(1) 措置法37条の11の3の規定は、特定口座内保管上場株式等が譲渡された場合にのみ適用され、一般口座内に保管されている上場株式等が譲渡された場合には適用されない。したがって、本件譲渡株式の取得費に算入する金額は、特定口座で取得した本件A社株式の取得費を含めて総平均法に準ずる方法により算出した金額である2億8928万円となる。	(1) 措置法37条の11の3の規定は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得と当該特定口座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡による所得とを、常に区分して計算することを前提としており、特定口座内保管上場株式等を譲渡した場合だけでなく、一般口座に保有する同一銘柄の上場株式等を譲渡した場合であっても、それぞれの銘柄が異なるものとして取得費の計算を行なうべきである。したがって、本件譲渡株式の取得費に算入する金額は、特定口座で取得した本件A社株式の取得費を含めずに総平均法に準ずる方法により算出した金額である666万7000円となる。
(2) 措置法37条の11の3第1項は、「居住者…が…特定口座内保管上場株式等…の譲渡をした場合には」と規定し、措置法施行令25条の10の2第1項は、「法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等…の譲渡…による…譲渡所得の金額…の計算は」と規定しており、これらの条項が一般口座に保管されている上場株式等を譲渡した場合に適用されることは、その文言から明らかである。	(2) 措置法37条の11の3第1項は、特定口座内保管上場株式等は一般口座で保管されている上場株式等とは銘柄が異なるものとして区分して取得費が計算されるという区分計算の趣旨を確認的に規定したものであって、特定口座内保管上場株式等の譲渡をした場合に限定して区分計算をすることを規定したものではない。

特定口座制度は、証券会社が特定口座に関する情報のみをもって取得費等の額を計算することを可能とする制度であることからすれば、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得と当該特定口座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡による所得とは常に区分して計算することが法の趣旨及び目的とも合致する。

措置法37条の11の3第1項は、特定口座内保管上場株式等を譲渡した場合に「限り」、区分計算するとは規定していないから、Xの主張は、措置

用されない。

- (3) Yは、Xの主張する計算方式について、特定口座制度の趣旨を没却するものであると主張するが、同制度の趣旨は、特定口座内に保管されていた上場株式等を譲渡した場合における譲渡所得の金額を計算する際の負担軽減にあるのであって、一般口座内に保管されている上場株式等の譲渡についてXの主張する計算方式を用いたとしても、上記趣旨を没却するものではない。

また、Yは、Xの主張する計算方式は、算出した1単位当たりの株式等の取得価額が特定口座内保管上場株式の取得価額に引き継がれない結果を生じるから、所得税法48条3項及び所得税法施行令118条1項に規定する総平均法に準ずる方法とはいえないと主張する。しかしながら、特定口座内保管上場株式等は、その特定口座における同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の中で、1単位当たりの株式等の取得価額の計算が連続しているから何ら不都合は生じないし、一般口座の株式を譲渡した場合に、算出された1単位当たりの株式等の取得価額が、引き継ぎ保有している特定口座内保管上場株式等の取得費に引き継がれない結果を生じることは、法が特定口座制度を採用したことにより当然に予定されていることである。

- (4) Yは、Xの主張する計算方式によれば、資産の取得に要した金額を超える取得費を控除することになると主張するが、Xの主張する計算方式も、譲渡所得の起因となる資産である本件譲渡株式の取得に要した金額に基づく計算である。Xの主張とYの主張との違いは、総平均法に準ずる方法において取得価額が加算される有価証券の範囲が、一般口座内の有価証券に限られるのか、それのみではなく特定口座内の有価証券も含まれるかの違いであり、Yの主張は、自己の主張が正しいという前提の上で、Xの主張する計算方式による取得費とYの主張する計算方式とに差異が生じることを捉えて、前者によれば資産の取得に要した金額を超える取得費を控除する結果になると主張するものにすぎない。

法37条の11の3第1項の文理解釈によるものではなく、同項の反対解釈又はそれに類する解釈に基づく主張にすぎない。

- (3) Xの主張する計算方式で取得費の計算をするためには、特定口座内保管上場株式等の取得に要した金額を継続的に記録していることを前提としなければならず、投資家の上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算の負担を軽減するという特定口座制度の趣旨を没却するものである。

また、総平均法に準ずる方法によれば、本来、保有する同一銘柄の株式等の一部を譲渡した場合には、譲渡の都度、1単位当たりの株式等の価額が、譲渡せずに引き続き保有している同一銘柄の株式等の取得価額に引き継がれるはずである。一方、Xの主張する計算方式は、算出した1単位当たりの株式等の取得価額が特定口座内保管上場株式の取得価額に引き継がれない結果を生じることからすれば、所得税法48条3項及び所得税法施行令118条11項に規定する総平均法に準ずる方法とはいえない。

- (4) 譲渡所得における増益（キャピタル・ゲイン）の計算は、譲渡所得の起因となった資産の取得費を控除して算出するものであるから、総平均法に準ずる方法を用いる場合であっても、譲渡所得の起因となる資産の取得に要した金額と異なる金額を算出し、当該金額を取得費として控除することはできない。

X主張に係る計算方式によれば、本件のように、特定口座内保管上場株式等以外の上場株式等の取得単価が、特定口座内保管上場株式等の取得単価を下回る場合には、資産の取得に要した金額を超える取得費を控除した結果となる。Xは、本件譲渡所得について上記計算方式を探ることによって取得費を過大に計上して譲渡益を圧縮しており、同方式は譲渡所得の課税の趣旨に反するものである。

## III 判決の要旨

- [1] 東京地裁は、はじめに、措置法37条の11の3第1項及び措置法施行令25条の10の2第1項（以下、「本件各規定」という。）の意義につき、「特定口座内保管上場株式等の譲渡をした場合には、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算は、これと当該特定口座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡による譲渡所得の金額とを区分して行い、この場合において、同一銘柄の上場株式等のうちに特定口座内保管上場株式等とそれ以外の上場株式等がある場合には、それぞれ銘柄が異なるものとして取得費の計算等を行う旨規定している。」と判示した。

[2] 次に、特定口座への受入れと特定口座からの払出しにかかる取得費の取扱いについては、特定口座制度導入当初は、居住者等が特定口座外で保管している株式を特定口座へ受け入れができるとする経過措置が定められていたが、その経過措置は、平成21年5月31日をもって廃止されたこと、逆に、特定口座内保管上場株式等を特定口座外へ払い出すことは現行制度でも可能であるところ、その払出しが行われた場合には、当該払出し後の一般口座内の上場株式等に係る譲渡所得の計算上、当該払出しをした上場株式等は、当該払出しの時に特定口座内保管上場株式等の譲渡があったものとした場合に、総平均法に準ずる方法により取得費の額として計算される金額に相当する金額により取得されたものと扱われる点を確認した（措置法施行令25条の10の2第26項1号、同条12項2号イ、所得税法施行令1188条、105条1項1号）。

そこで、本件各規定等の解釈と本件への当てはめについては、「措置法及び措置法施行令は、特定口座内保管上場株式等と一般口座において保管されている上記株式等（ママ：上場株式等）とを、譲渡、払出しの各処理において区分して取り扱うことを前提としているものと解される。そうすると、特定口座内保管上場株式等を譲渡した場合だけでなく、一般口座内に保管されている同一銘柄の上場株式等を譲渡した場合についても、それぞれの銘柄が異なるものとして取得費の計算をするY主張に係る計算方法が、上記の各口座に保管された株式を区分して取り扱うという前提に沿うものといえる。」と判示した。

[3] 次に、X主張に係る計算方法については、本件各規定等の趣旨、内容と整合性はとれないとして、次のとおり判示した。「特定口座内保管上場株式等を一般口座に払い出した場合には、当該払出しの際に特定口座から譲渡されたと仮定した場合に算出される取得費の額が、当該払出しがされた上場株式等の取得費として、一般口座に引き継がれることとなる。そうすると、一般口座内に保管されている上場株式等を譲渡した場合、X主張に係る特定口座内保管上場株式等の取得価額も含めて総平均法に準ずる方法により1単位当たりの取得費の額を算出するという計算方法は、当該譲渡の直前に、特定口座内保管上場株式等を一旦全て一般口座に払い出した上で、当該一般口座から上場株式等を譲渡した場合の計算方法と全く同じものとなる。その結果、取得費の計算上、払出しの手続を経ずに、払出しがされた場合と同じ計算をすることを容認することになり、払出しがされた場合の取得費に関する定めが無意味なものとなる。法がこのような取得費に関する定めが無意味となるようなX主張に係る計算方法を前提としているとは解し難い。」

また、「X主張に係る計算方法を用いた場合、総平均法に準ずる方法による1単位当たりの金額を算出するに当たって、特定口座内保管上場株式等の取得価額は、特定口座内保管上場株式等を譲渡した場合と、一般口座内に保管されている上場株式等を譲渡した場合のいずれについても、計算上考慮に入れることになる。他方、一般口座内に保管されている上場株式等の取得価額は、一般口座内に保管されている上場株式等を譲渡した場合のみ考慮され、特定口座内保管上場株式等を譲渡した場合には考慮されないことになる。しかしながら、所得税法48条3項等が、同一銘柄の有価証券について、総平均法に準ずる方法を採用した趣旨は……有価証券の性質上、取得費が異なるとしてもこれを等価とみて平均化することが合理的であるといえるからであって、同一銘柄の有価証券のうち、一般口

座内に保管されている上場株式等を譲渡した場合には、一般口座内に保管されている上場株式等の取得価額及び特定口座内保管上場株式等の取得価額が考慮され、特定口座内保管上場株式等を譲渡した場合には、後者のみが考慮され前者が考慮されないという取扱いは、上記趣旨に反し、相当とはいえない難い。」

「もっとも、法令の文言を見ると、措置法37条の11の3第1項は、『居住者…が…特定口座内保管上場株式等…の譲渡をした場合には』と定め、また、措置法施行令25条の10の2第1項が、『法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等…の譲渡…による…譲渡所得の金額…の計算は』と定めていることからすれば、少なくとも文理上は、本件各規定が適用されるのは、特定口座内保管上場株式等の譲渡の場合のみであって、これと同一銘柄の一般口座内の上場株式等が譲渡された場合には、特定口座と一般口座との間の区分計算をすることなく、総平均法に準ずる方法により1単位当たりの株式の取得価額を算出するものと解するのが自然であるとも思われるところ、Xは、租税法は侵害規範であり、法的安定性の要請が強く働くから、その解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈をすることは許されないとして、上記文理解釈に従い、各条項は一般口座に保管されている上場株式等を譲渡した場合に適用されないと主張する。

確かに、租税法規は、みだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではない。しかしながら、租税法規についても、規定の趣旨や目的等を勘案して解釈することが許されないとはいえないところ、上記のとおり、特定口座制度を設けた趣旨、措置法及び措置法施行令の規定内容、一般口座保管株式の特定口座内への受入れ不可、保管上場株式等の払出しの場合の取得費引継ぎとX主張に係る計算方法との整合性等の前判示に係る諸事情を考慮すると、本件各規定の文言につき、X主張に係る解釈ではなく、法の趣旨や目的等に沿って、一般口座に保管されている上場株式等を譲渡した場合にも適用されると解釈することも許されるというべきである。」

[4] 以上、結論として、「一般口座内に保管されている上場株式等を譲渡した場合に所得税法48条3項及び所得税法施行令118条1項を適用するに当たり、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等については、その銘柄が異なるものとして、その取得価額は、一般口座内に保管されている上場株式等の取得費の計算において考慮されないと解するのが相当である。したがって、本件譲渡株式の取得費は、特定口座において取得した本件A社株式の取得費を含めずに総平均法に準ずる方法により算出した金額である666万7000円（=59円／株×11万3000株）となる。」と判示した。

なお、納税者は第1審判決を不服として控訴したが、控訴審判決も第1審判決を支持し、納税者敗訴とした。

#### IV 解 説

[1] 本件における法解釈論の問題点は、納税者が主張するとおり、租税法律主義に則った場合、措置法37条の11の3第1項及び措置法施行令25条の10の2第1項が適用されるのは、特定口座内保管上場株式等の譲渡の場合のみであって、これと同一銘柄の一般口座内の上場株式等が譲渡された場合には、特定口座と一般口座との間の区分計算をすることを法は

要求していないのであるから、個別規定の文理解釈は限定的に行われなければならないか、ということである。

東京地裁は、上記判示のとおり、納税者の見解に理解を示しつつも、「租税法規についても、規定の趣旨や目的等を勘案して解釈することが許されないとはいえない」として、やや曖昧な姿勢で、法の趣旨解釈という観点から、結論として納税者敗訴の判決を下した。

しかし、税務当局の主張の「措置法37条の11の3第1項は、特定口座内保管上場株式等を譲渡した場合に『限り』、区分計算するとは規定していないから、Xの主張は、措置法37条の11の3第1項の文理解釈によるものではなく、同項の反対解釈又はそれに類する解釈に基づく主張にすぎない。」という点については、租税法律主義の点から問題があり、また、東京地裁がこの点につき直接的な判断を避け、上記のような曖昧な判示をした点については検討しなければならない。

[2] 東京地裁は、立法趣旨を重んずるものとし、始めに沿革的アプローチから、有価証券税制について説示した。すなわち、わが国における株式等の有価証券の譲渡に対する課税は、昭和28年（1953）の税制改正により一般的に課税対象から除外され、有価証券の譲渡に対する流通税としての有価証券取引税のみが課されていた。しかし、昭和63年（1988）12月の改正により、消費税の導入とともに、平成元年（1989）4月1日以後の株式等の譲渡益はすべて課税されることとなり、その後、幾多の改正を経て今日に至っている。

なかでも、平成元年からの課税方式については、申告分離課税方式を原則としつつ源泉分離課税の選択を認める源泉分離選択課税制度が採用されたが、その後、平成13年（2001）の税制改正等により、源泉分離選択課税制度は廃止され、平成15年（2003）1月1日以降は申告分離課税方式に一本化された。この一本化に伴い、申告分離課税になじみのなかった個人投資家の申告事務の負担を軽減するために、金融商品取引業者等に開設した「特定口座」を通じて上場株式等の譲渡を行うなどの場合に限って、他の株式等の譲渡による所得と区別して所得計算ができる本制度が創設されたのである。

この特定口座は、居住者等が金融商品取引業者等との間で上場株式等保管委託契約等を締結して開設する口座であり、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得については、金融商品取引業者等が、居住者等に代わって、上場株式等の譲渡の対価及び取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額を計算し、これらの金額を記載した年間取引報告書を1年に1回、所轄税務署長及び居住者等に送付するものとすることを特徴とする。そして、措置法37条の11の3第1項<sup>\*1</sup>及び措置法施行令25条の10の2第1項（以下、「本件各規定」という。）は、特定口座内保管上場株式等の譲渡をした場合には、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算は、これと当該特定口

座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡による譲渡所得の金額とを区分して行い、この場合において、同一銘柄の上場株式等のうちに特定口座内保管上場株式等とそれ以外の上場株式等がある場合には、それぞれ銘柄が異なるものとして取得費の計算等を行う旨規定しているのである。すなわち、特定口座開設とそれに伴う上場株式等の譲渡における取扱いは、他のものと区分するというスタンスで成り立ち、それが本件特例制度の大前提となっているのである。

[3] このような立法趣旨に加え、本件では適正な課税所得の計算におけるキャピタルゲインの測定が問題となっている。すなわち、本件における納税者の眼目は、一般口座内所有のA社株式の取得費の引き上げにあり、仮に納税者的方式を認めると、1株当たりの取得費は、59円から2560円と約43倍に引き上げられ、その分、A社株式譲渡益は圧縮される。すなわち大幅なキャピタルゲインの圧縮ができることになる。この点につき、課税の不公平が起こることは明らかであり、これを防止したいという趣旨はむしろ正論であり、本件判決は、立法趣旨とキャピタルゲイン課税の適正化という“合わせ一本”という解釈が妥当であるが、むしろ後者がその主たる否認の根拠である。

[4] しかし、その否認について、具体的な根拠法令がない場合、そのような観念だけで否認することは租税法律主義に悖るものではなかろうか。

租税法律主義における課税要件明確主義からすると、そもそも条文上存在しない文言を、税務当局のように加えて読み込むことは、基本的に的外れな議論である。したがって、税務当局の主張のとおり、特定口座内保管上場株式等を譲渡した場合に『限り』区分計算するとは規定していないと、法令に無い文言を附加して解釈することはむしろ問題である。租税法上は、租税法律主義に基づく課税要件明確主義により、あくまで課税要件の充足は、その条文における文理解釈上、明確に規定されている要件に従うべきであり、条文に記載のない文言により、納税者は拘束されないことが第一の法解釈であると筆者は考える。

ただし、文理解釈に対する趣旨解釈は、課税庁の恣意的な自由裁量に基づく条文解釈を認めないという点において課税要件明確主義のなかでも是認されるところであり、特に、租税特別措置法に規定されている事項は、一定の租税政策の実現がその目的であり、本来の立法趣旨の実現のために法令を解釈することは、一つの合理的な解釈論である。しかし、同時に、一定の租税政策を実現させるための法令において、要件事実の証明がなされないときは、それに基づく法律効果は発生しないのであるから、そこに安易に立法趣旨を持ち込み、趣旨解釈を偏重することはできず、まして、立法趣旨を重んずるあまり「隠れたる課税要件」を容認することは、もはや法の解釈から逸脱した拡大解釈にはかならない。

したがって、東京地裁は、「少なくとも文理上は、本件各規定が適用されるのは、特定口座内保管上場株式等の譲渡の場合のみであって、これと同一銘柄の一般口座内の上場株式等が譲渡された場合には、特定口座と一般口座との間の区分計算をすることなく、総平均法に準ずる方法により1単位当たりの株式の取得価額を算出するものと解するのが自然であるとも思われる」と判示したのであるから、本来、租税法律主義の観点から納税者勝訴の判決を下すのが筋であったと考える。

〔わたなべ・みつる〕

\*1 第37条の11の3（現行） 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等保管委託契約に基づき特定口座（その者が二以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この項及び次項において同じ。）に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等（以下第37条の11の6までにおいて「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等以外の株式等（第37条の10第2項に規定する株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。